

土砂流出に伴う国道9号の片側交互通行に伴う 特殊車両の通行規制のお知らせ

○国道9号^{きょうとしにしきょうくおおえくつかけちよう}京都市西京区大枝沓掛町において、6月30日(火)5時00分より片側交互通行を行っております。

<規制内容>

個別審査が必要な「車両分類値」を超える超寸法車両は通行できません。

○当該区間を利用される皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 区 間 : 国道9号 ^{きょうとしにしきょうくおおえくつかけちよう}京都市西京区大枝沓掛町
- 時 間 : 令和8年6月30日(火) 5時00分から 当面の間
- 内 容 : 片側交互通行

並行するE9京都縦貫自動車道の篠ICから沓掛ICにおいて実施されていた国道9号の代替路(無料)措置は継続いたします。

詳細につきましては、NEXCO西日本の公式HPをご確認ください。

<https://www.w-nexco.co.jp>

※なお、片側交互通行解除の見込みは立っておりません。

現地では、交通誘導員の指示に従い、安全にご通行いただきますようお願いいたします。

<管内の状況について>

- ・ 道路情報提供システム <https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/>
- ・ 京都国道事務所ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/index.html>
- ・ 特殊車両運用事務局HP <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html>

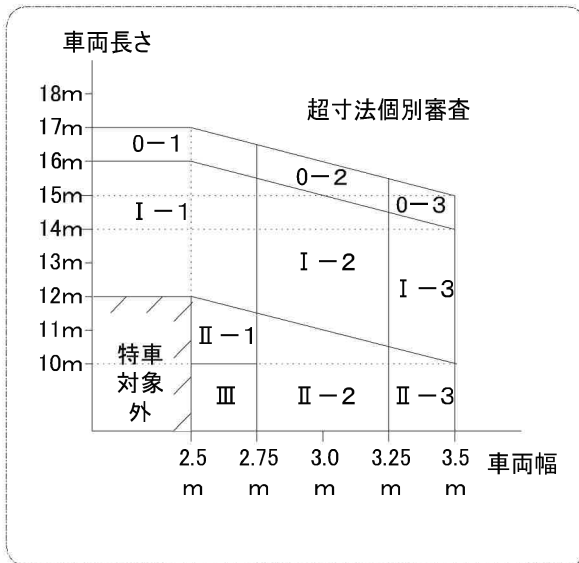
<特車の通行に関する問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

京都国道事務所 [TEL:075-354-8129](tel:075-354-8129)

【車両寸法による分類図】

単車トラック



例：単車トラックにおいて、車両幅 2.5 mで車両長さ 16mの場合、【0-1】と【I-1】との境界線上であるので、下位の分類である【I-1】とする。

同様に、車両幅 2.75mで車両長さ 14mの場合、【I-1】と【I-2】との境界線上であるので、下位の分類である【I-1】とする。

図5-8 単車トラック

単車建設機械類

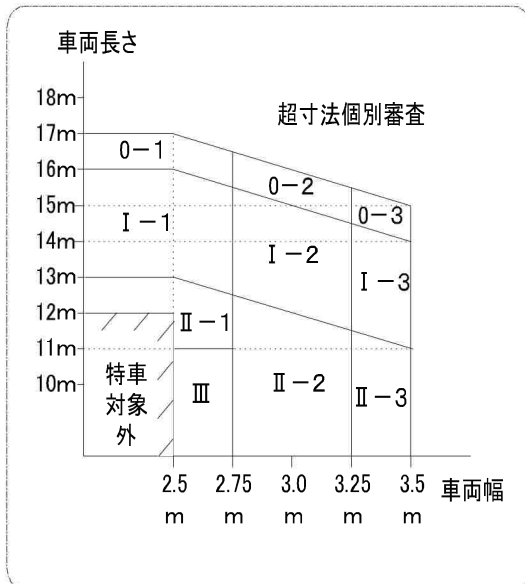


図5-9 単車建設機械

セミトレーラ

(一般, 海コン, 背高海コン重セミ, ポールトレーラ)

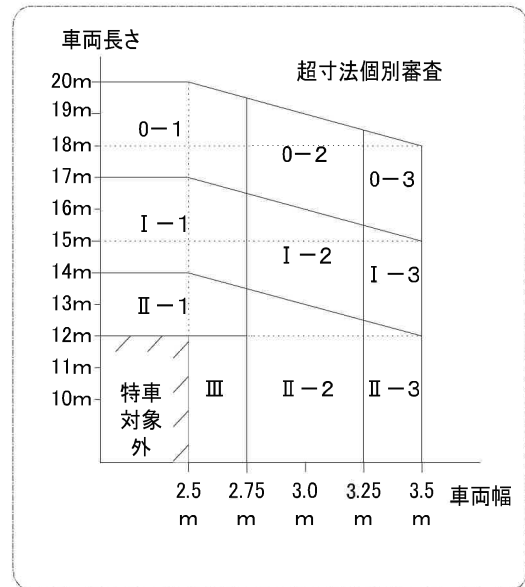


図5-10 セミトレーラ

フルトレーラ

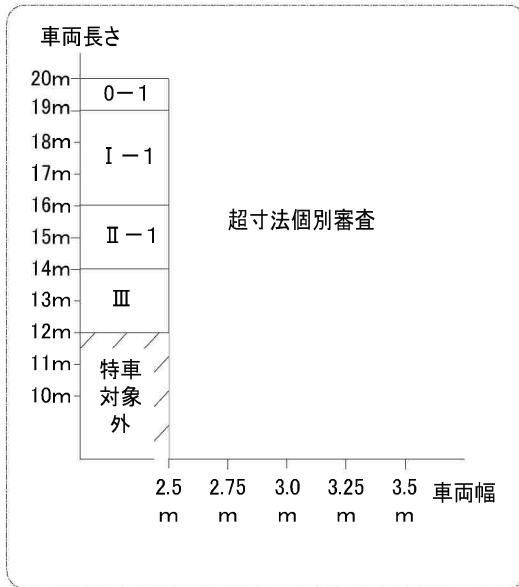


図5-11 フルトレーラ

ダブルス

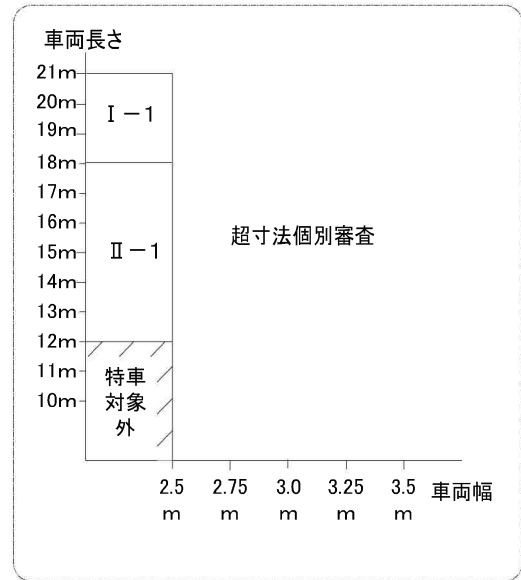


図5-12 ダブルス